令和８年（フ）第５４０号
栃木県宇都宮市江曽島町1257番地11
債務者　遠藤　夏美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８号
群馬県桐生市広沢町２丁目3090番地の16
債務者　關根　理恵子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第６４７号
川崎市高津区久地４丁目10番３号　チェリーハイツ　203
債務者　渡邊　辰哉
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８４号
川崎市宮前区有馬６丁目21番５号　ジャルディーノ　202
債務者　小島明日佳（旧姓珠道）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３号
新潟県新発田市浦897番地
債務者　池田　　幹
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第９０号
新潟県新発田市城北町２丁目10番35号　マンティビンガム　203
債務者　今野　智治
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第５１号
新潟県上越市港町２丁目６番４号　港町特定公共賃貸住宅　1003号
債務者　薩美　明洋
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２９１号
静岡県沼津市市道町12番１号　２ＴＨＥＵＮＯ305、前住所静岡県駿東郡清水町伏見674番地
債務者　田代　　楓
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１３号
静岡県熱海市中央町10番15号　ニューオオマツビル４Ｆ－Ｂ
債務者　田畑　妙美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦76番地２　湊中団地302号室、前住所愛媛県西宇和郡伊方町湊浦823番地１　マリンコート３－１
債務者　亀井　芳郎
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第１３２８号
福岡市東区城浜団地24番203号
債務者　永山　　学
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５４２号
福岡市南区高宮５丁目４番25－301号　ソフィア高宮Ａ館
債務者　植東　玲子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６１９号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目８番16号　第46川崎ビル211号
債務者　小林　由依
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３６号
福岡県春日市下白水南７丁目99番地　シャルムシェソワＣ－103号
債務者　本郷　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４１号
福岡市東区唐原５丁目７番12－403号　市営丸尾住宅　12棟、旧住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2458番地４
債務者　岡田　美里
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６４５号
福岡市中央区港１丁目３番３－210号　エンクレスト大手門ＩＩＩ
債務者　大川　結愛
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６１号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番２号　レントハウス九産大前ビル502号
債務者　岩瀬　繁美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部